

特別支援教育就学奨励費支給対象費目一覧

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷うような場合は通学先の学校か教育委員会学校教育課(25-3453)へご相談ください。

	支給対象となる品目	支給対象とならない品目
学用品 (授業や学校生活で使用するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・名札, 校章 ・ノート, 下敷き, 筆箱, 携帯用鉛筆けずり ・筆記用具(鉛筆, 消しゴム, 油性ペン等) ・色鉛筆, クレヨン(クレパス), 絵具セット ・体育館シューズ, 体操着, 体育用靴 ・上履き, 上履き入れ ・水筒, 弁当箱 ・水泳帽, スクール水着 ・プール用バスタオル, ゴーグル ・縄跳び, 彫刻刀 ・給食用エプロン, 配膳用マスク ・習字セット, 裁縫道具, 算数セット ・リコーダー, 鍵盤ハーモニカの吹き口 ・歯みがき指導用の歯みがきセット ・雑巾 	<ul style="list-style-type: none"> ・メガネ, 財布 ・下着類, ハンカチ, タイツ ・衣服(体操着を除く), 着替え用衣服 ・部活動に関するもの(ユニフォーム, スパイク等) ・家庭学習用品(学習机, 家庭で使うドリル等) ・リュックサック, 修学旅行用バッグ ・腕時計 ・手袋, マフラー ・防寒用ジャンパー, コート ・家庭用鉛筆けずり ・学力テスト ・PTA会費 ・卒業アルバム代 ・日本スポーツ振興センター共済掛金
通学用品	<ul style="list-style-type: none"> ・制服(制服が指定されている学校に限る。学校指定のベルト, リボン, 靴下など付属品を含む) ・通学用かばん, ランドセル, ランドセルカバー ・通学用靴 ・雨傘, 雨靴, レインコート, 雨がっぱ ・学校指定の防寒用ジャンパー, コート ・防犯ブザー, 反射材 	
その他	学校で徴収する教材費や実習等の材料費 (学校で処理するので保護者の報告は不要)	

- ※ 新入学学用品の購入に当たっては学用品・通学用品の支給対象となる品目を参考にしてください。
- ※ 新入学学用品費・通学用品購入費(1年生のみ)は、令和2年1月から入学式までに購入したものが対象となります。(ランドセル, 制服については、それ以前に購入したのも対象)
- ※ 学用品・通学用品購入費は、令和2年4月から令和3年1月末までに購入したものが対象となります。
- ※ 学校で徴収する教材費や実習の材料費(学校諸費で集めるもの)については、学校で処理するので報告書(領収書等)の提出は不要です。
- ※ 公費で購入したものは対象外です。

◎ 新入学学用品, 学用品及び通学用品を購入したときは、必ず領収書やレシートを発行してもらい、無くさないように保管しておいてください。領収書等がない場合は支給対象であっても対象外となる場合があります。

◎ 領収書やレシートには宛名(保護者または児童生徒氏名)及び品名(対象となる学用品等のすべての品名)をお店の方に書いてもらうようにしてください。